

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：警視庁

令和8年7月28日公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

第1 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.3%
全職員	82.4%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.0%
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	89.6%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.3%
31～35年	87.1%
26～30年	82.9%
21～25年	86.2%
16～20年	85.4%
11～15年	87.8%
6～10年	92.0%
1～5年	92.9%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員及び会計年度任用職員を指します。
- 役職段階の各区分は国が示した例であり、これらに対応する警視庁の役職は次のとおりです。

本庁部局長・次長相当職	職員の給与に関する条例に定める指定職給料表が適用される局長級職員 ※ 本区分の職務の級が適用される警視庁職員はいません
本庁課長相当職	理事官職の警視・参事
本庁課長補佐相当職	指定管理官職の警視・副参事及び管理官職の警視・副参事・警部
本庁係長相当職	係長職の警部・主事及び統括技能長・技能長
- 職員数は、常勤職員が1年間フルタイムで勤務した場合を一人として人数換算を行っています。
- 扶養手当、特別勤務手当を受給している男性職員が多いため差異が生じています。
- 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

第2 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率 (令和8年度－7年度)
管理的地位にある職員	4.9%	3.9%	3.4%	－0.5%

【説明欄】

- ここでいう「管理的地位にある職員」とは、役職段階における各区分の国が示した例により、本庁課長相当職以上の職員とし、警視庁に対応する役職は、「理事官職の警視及び参事」の職員になります。
なお、地方警務官及び特定地方警務官は国家公務員になるため、ここでいう「管理的地位にある職員」には含みません。
- 各年度、4月1日時点の職員数で算出しています。

第3 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率 (令和8年度－7年度)
本庁部局長・次長相当職	－	－	－	－
本庁課長相当職	4.9%	3.9%	3.4%	－0.5%
本庁課長補佐相当職	4.3%	4.1%	4.4%	＋0.3%
本庁係長相当職	6.2%	6.1%	6.1%	±0.0%

【説明欄】

- 各役職段階の区分は、「第1 職員の男女の給与の額の差異」の区分に準じています。
- 地方警務官及び特定地方警務官は国家公務員となるため、各区分には含みません。
- 各年度、4月1日時点の職員数で算出しています。

第4 採用した職員に占める女性職員の割合

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 (令和7年度－6年度)
警察官	29.1%	32.0%	28.7%	－3.3%
警察行政職員	72.3%	68.1%	73.4%	＋5.3%

【説明欄】

- I類・III類等の採用試験に合格して各年度に新たに採用した女性職員の割合になります。
- 定年退職者の再任用、退職出向者の再度の任用等は除いています。

第5 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 (令和7年度－6年度)
警察官	26.3%	26.2%	27.9%	＋1.7%
警察行政職員	56.2%	58.3%	56.0%	－2.3%

【説明欄】

- I類・III類等の採用試験の採用試験の受験者の総数に占める女性職員の割合になります。
- 再採用、特別捜査官、共同試験等の受験者は除いています。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

第1 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員（警察官及び警察行政職員）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 (令和7年度－6年度)
男 性	24.5%	49.8%	71.5%	+21.7%
女 性	102.3%	101.9%	113.5%	+11.6%

(2) 会計年度任用職員

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 (令和7年度－6年度)
男 性	－	－	－	－
女 性	－	－	－	－

2 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区 分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.5%	0%	－	－
1週間以上2週間未満	2.7%	0%	－	－
2週間以上1月以下	40.7%	0.3%	－	－
1月超3月以下	42.7%	0.8%	－	－
3月超6月以下	8.2%	3.0%	－	－
6月超9月以下	1.8%	7.1%	－	－
9月超12月以下	1.8%	13.9%	－	－
12月超24月以下	0.5%	14.9%	－	－
24月超	0.1%	60.1%	－	－

【説明欄】

- 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況については、常勤職員（警察官及び警察行政職員）の合計職員数で算出しています。
- 各年度、会計年度任用職員で育児休業取得対象者はいません。
- 取得率は、「当該年度中に育児休業が取得可能となった職員数」に対する「当該年度以前に取得可能となった者も含めて新たに取得した者」の割合とする国と同様の方法で算出しています。そのため、100%を超えることがあります。
- 取得期間の分布状況は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計したとしても必ずしも100%にはなりません。

第2 男性職員の出産支援休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況（令和7年度）

1 取得率

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 (令和7年度－6年度)
出産支援休暇	92.5%	94.6%	95.3%	+0.8%
育児参加休暇	86.6%	97.5%	82.7% (暫定値)	-14.8% (暫定値)

2 それぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 (令和7年度－6年度)
合わせて5日以上	75.7%	80.7%	69.1% (暫定値)	-11.6% (暫定値)
合わせて5日未満	20.5%	16.8%	28.1% (暫定値)	+11.3% (暫定値)
未取得者	3.8%	2.5%	2.8% (暫定値)	+0.3% (暫定値)

【説明欄】

○ 育児参加休暇は、当該年度中に子が生まれた男性職員を対象として算出しているところ、育児参加休暇は、「1歳の前日まで」取得可能であるため、令和7年度欄は暫定値になります。

第3 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率 (令和7年度－6年度)
本庁	18.2時間/月	18.1時間/月	18.0時間/月	-0.1時間/月
本庁以外	25.7時間/月	25.5時間/月	25.6時間/月	+0.1時間/月
合計	23.3時間/月	23.1時間/月	23.1時間/月	±0.0時間/月

【説明欄】

○ 本庁～本部所属、本庁以外～警察署の区分になります。

第4 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区 分	令和5年	令和6年	令和7年	伸び率 (令和7年－6年)
年次有給休暇	9.9日	11.0日	11.0日	±0.0日
夏季特別休暇	4.8日	4.8日	4.9日	+0.1日
合 計	14.7日	15.8日	15.9日	+0.1日

【説明欄】

○ 各年、暦年（1月1日～12月31日）における一人当たりの取得日数で算出しています。